



発行 東京都

目次

42

告示

- 指定管理者の指定（六件）……………
- ……………（環境局自然環境部緑環境課）…
- 指定管理者の指定（十四件）……………
- ……………（福祉保健局少子社会
- 対策部育成支援課・障害者施策推進部居住支援課）…

告示

●東京都告示第五百五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 公の施設の名称及び所在地
東京都奥多摩ビジターセンター 東京都西多摩郡奥多摩町氷川百七十一番地一
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第五百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 公の施設の名称及び所在地
東京都立大島公園海のふるさと村 東京都大島町
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
大島町 東京都大島町元町一丁目一番十四号
- 三 指定の期間
平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第五百五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 公の施設の名称及び所在地
東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村 東京都西多摩郡奥多摩町
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

奥多摩町 東京都西多摩郡奥多摩町氷川二百十五番地

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

●東京都告示第五百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 公の施設の名称及び所在地
東京都立多幸湾公園 東京都神津島村
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
神津島村 東京都神津島村九百四番地
- 三 指定の期間
平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第五百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 公の施設の名称及び所在地
東京都檜原都民の森 東京都西多摩郡檜原村字数馬

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

檜原村 東京都西多摩郡檜原村四百六十七番地一

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

●東京都告示第五百五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都奥多摩郡民の森 東京都西多摩郡奥多摩町境

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

奥多摩町 東京都西多摩郡奥多摩町氷川二百十五番地

六

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

●東京都告示第五百五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都石神井学園 東京都練馬区石神井台三丁目三十五番二十三号

五番二十三号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一―号

久保三丁目十番一―二〇一―号

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

まで

●東京都告示第五百五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都小山児童学園 東京都東久留米市野火止二丁目二十二番二十六号

二十二番二十六号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一―号

久保三丁目十番一―二〇一―号

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

まで

●東京都告示第五百五十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる

者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都船形学園 千葉県館山市船形千三百七十七番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一―号

久保三丁目十番一―二〇一―号

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

●東京都告示第五百六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都八街学園 千葉県八街市八街に百五十一番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一―号

久保三丁目十番一―二〇一―号

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

●東京都告示第五百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四
条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる
者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都勝山学園 千葉県安房郡鋸南町下佐久間千四百
六十九番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大
久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日ま
で

●東京都告示第五百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる
者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都片瀬学園 神奈川県藤沢市片瀬四丁目九番三十
八号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大
久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日ま
で

●東京都告示第五百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる
者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都七生福祉園 東京都日野市程久保八百四十三番
地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大
久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日ま
で

●東京都告示第五百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる
者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都八王子福祉園 東京都八王子市西寺方町七十六
番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大
久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日ま
で

●東京都告示第五百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる
者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都千葉福祉園 千葉県袖ヶ浦市代宿八番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大
久保三丁目十番一―二〇一号

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日ま
で

●東京都告示第五百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる
者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都東村山福祉園 東京都東村山市萩山町一丁目三十五番地一

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東京都新宿区大久保三丁目十番一―二〇一―号

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

●東京都告示第五百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都清瀬喜望園 東京都清瀬市竹丘三丁目一番七十七号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京アフターケア協会 東京都清瀬市松山二丁目十八番二号

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第五百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十

四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都視覚障害者生活支援センター 東京都新宿区河田町十番十号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会 東京都台東区台東三丁目一番六号

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第五百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都八王子自立ホーム 東京都八王子市千人町四丁目十四番十五号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人はばたき 東京都八王子市散田町五丁目二十九番十六号グリーンピア二〇一―号

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日

まで

●東京都告示第五百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十七年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立東部療育センター 東京都江東区新砂三丁目三番二十五号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会 東京都世田谷区三宿二丁目三十番九号

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

発行 東京都 都 本号 三〇円
東京 新宿区西新宿二丁目八番一―号 郵便番号 163-8001
電話 〇三(五三三二)一―一―一(代) 印刷所 勝美印刷株式会社
定価 一箇月 六、六〇〇円 印刷所 東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002
（郵送料を含む）

